

あんずちゃん
田中しょう



田中修被告(本人ブック)



札幌・頭部切断

父の殺人ほう助認めず

地裁 隠匿など猶予判決

田村修被告(61)の裁判員裁

年4月、執行猶予4年(求

渡辺史朗裁判長は判決理

判決で札幌地裁は12日、

娘が殺人などに及ぶと

への認識が立証されたとは

いえない」として殺人や

切断行為のほう助罪を認め

た。その上で、娘が

自宅に頭部を隠すのを容認

し、壊壊する様子を撮影し

たのは死体遺棄、壊壊のほ

う助に当たるとして懲役1

刑懲役10年)とした。

検察側は公判で、修被告

が娘の瑠奈被告(31)「殺人

などで起訴」の殺害計画

を事前に知っていたと指

出。修被告は「犯行を知

ったのは事件が起きた後だ

として無罪を主張してい

た。

渡辺史朗裁判長は判決理

由で、瑠奈被告が事件前に

計画を話したことはつかがわ

れない」と判断。

一方、弁護側は「瑠奈被

告が頭部を自宅に持ち込ん

だ時点で犯罪は終了してい

る」「撮影しただけで手助

を争ったが、渡辺裁判長は

「默認したことで瑠奈被告

に隠し続けて遺棄するの

変化は見られなかつた。

渡辺裁判長は判決理

由で、瑠奈被告が事件前に

計画を話したことはつかがわ

れない」と判断。

一方、弁護側は「瑠奈被

告が頭部を自宅に持ち込ん

だ時点で犯罪は終了してい

る」「撮影しただけで手助

を争ったが、渡辺裁判長は

「默認したことで瑠奈被告

に隠し続けて遺棄するの

変化は見られなかつた。

渡辺裁判長は判決理

由で、瑠奈被告が事件前に

計画を話したことはつかがわ

れない」と判断。

一方、弁護側は「瑠奈被

告が頭部を自宅に持ち込ん

だ時点で犯罪は終了してい

る」「撮影しただけで手助

を争ったが、渡辺裁判長は

「默認したことで瑠奈被告

に隠し続けて遺棄するの

変化は見られなかつた。

渡辺裁判長は判決理

由で、瑠奈被告が事件前に

計画を話したことはつかがわ

れない」と判断。

一方、弁護側は「瑠奈被

告が頭部を自宅に持ち込ん

だ時点で犯罪は終了してい

る」「撮影しただけで手助

を争ったが、渡辺裁判長は

「默認したことで瑠奈被告

に隠し続けて遺棄するの

変化は見られなかつた。

渡辺裁判長は判決理

由で、瑠奈被告が事件前に

計画を話したことはつかがわ

れない」と判断。

一方、弁護側は「瑠奈被

告が頭部を自宅に持ち込ん

だ時点で犯罪は終了してい

る」「撮影しただけで手助

を争ったが、渡辺裁判長は

「默認したことで瑠奈被告

に隠し続けて遺棄するの

変化は見られなかつた。

渡辺裁判長は判決理

由で、瑠奈被告が事件前に

計画を話したことはつかがわ

れない」と判断。

一方、弁護側は「瑠奈被

告が頭部を自宅に持ち込ん

だ時点で犯罪は終了してい

る」「撮影しただけで手助

を争ったが、渡辺裁判長は

「默認したことで瑠奈被告

に隠し続けて遺棄するの

変化は見られなかつた。

渡辺裁判長は判決理

由で、瑠奈被告が事件前に

計画を話したことはつかがわ

れない」と判断。

一方、弁護側は「瑠奈被

告が頭部を自宅に持ち込ん

だ時点で犯罪は終了してい

る」「撮影しただけで手助

を争ったが、渡辺裁判長は

「默認したことで瑠奈被告

に隠し続けて遺棄するの

変化は見られなかつた。

渡辺裁判長は判決理

由で、瑠奈被告が事件前に

計画を話したことはつかがわ

れない」と判断。

一方、弁護側は「瑠奈被

告が頭部を自宅に持ち込ん

だ時点で犯罪は終了してい

る」「撮影しただけで手助

を争ったが、渡辺裁判長は

「默認したことで瑠奈被告

に隠し続けて遺棄するの

変化は見られなかつた。

渡辺裁判長は判決理

由で、瑠奈被告が事件前に

計画を話したことはつかがわ

れない」と判断。

一方、弁護側は「瑠奈被

告が頭部を自宅に持ち込ん

だ時点で犯罪は終了してい

る」「撮影しただけで手助

を争ったが、渡辺裁判長は

「默認したことで瑠奈被告

に隠し続けて遺棄するの

変化は見られなかつた。

渡辺裁判長は判決理

由で、瑠奈被告が事件前に

計画を話したことはつかがわ

れない」と判断。

一方、弁護側は「瑠奈被

告が頭部を自宅に持ち込ん

だ時点で犯罪は終了してい

る」「撮影しただけで手助

を争ったが、渡辺裁判長は

「默認したことで瑠奈被告

に隠し続けて遺棄するの

変化は見られなかつた。

渡辺裁判長は判決理

由で、瑠奈被告が事件前に

計画を話したことはつかがわ

れない」と判断。

一方、弁護側は「瑠奈被

告が頭部を自宅に持ち込ん

だ時点で犯罪は終了してい

る」「撮影しただけで手助

を争ったが、渡辺裁判長は

「默認したことで瑠奈被告

に隠し続けて遺棄するの

変化は見られなかつた。

渡辺裁判長は判決理

由で、瑠奈被告が事件前に

計画を話したことはつかがわ

れない」と判断。

一方、弁護側は「瑠奈被

告が頭部を自宅に持ち込ん